

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

堺市長 永藤 英機

市町村名 (市町村コード)	堺市 (271403)
地域名 (地域内農業集落名)	南区 (和田, 豊田, 梅, 片蔵, 泉田中, 釜室, 富蔵, 鉢ヶ峯寺, 畑, 逆瀬川, カクレ2-2, 岩室, 稲葉, 小代, 大庭寺, 三木閑, 野々井, 高尾, 檜尾山, 上南, 八田, 山口, 上北, 中山, 檜尾南, 檜尾北, 大森(鉢ヶ峯地区圃場整備、長峰地区圃場整備、別所地区を除く))
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月13日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- 本市南部に位置し、多くの農地があるエリアである。泉北ニュータウンと隣接しており、消費地が近くにあることから、ハーベストの丘農産物直売所「またきて菜」、鉢ヶ峯フラワー農園コスモス館といった直売所がある。
- 圃場整備された鉢ヶ峯地区や長峰地区、果樹栽培が盛んな別所地区、酪農が営まれている酪農団地など、営農が盛んな地域である(鉢ヶ峯地区圃場整備、長峰地区圃場整備、別所地区については、それぞれ別途、地域計画を策定)。
- 都市化が進むことで、例えば阪和自動車道出入口付近では土地の転用が増えることとなり、農地が大きく減少する懸念がある。
- 近年、アライグマを主とする獣害被害への対応に苦慮している地域がある。
- アンケートによると、10年後の農地利用の意向は、自作面積が59.75ha、貸出希望が20.54haである。同様に、後継者については、後継者なし38%、後継者がいる場合でも就農は未定が41%である。
- 圃場整備や農道整備を行った地域では、今後も営農継続は可能であるが、整備されていない地域や山間部ではその継続が困難となっている。
- 水利施設が老朽化しているため、その都度補修を行っているが、農業者が減少する中で維持管理が困難になっており、行政などの支援が必要である。
- 農産物の価格が低いため、収益が上がらず、新規就農者や後継者が農業を始めたり、営農を継続したりすることが難しくなっている。
- 高額な農業用機械の購入は、新規就農希望者の障壁の一つとなっている。また、既存農家にとっても機械の更新費用が大きな負担となっている。
- 水路などの農業用施設への支援や農業用機械の購入への助成などの地域内の要望については、関係機関の協力や市の支援施策、国や府の補助事業の活用などはもとより、行政と地域の実情を踏まえて連携しながら取り組むことが必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- 可能な限り、現在の水稻栽培、露地や施設による畑作を主とする営農形態を維持する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	275.75 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	275.75 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

- ・現在、地域内で農業上の利用が行われている全ての区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

- ・農地中間管理機構を活用して、地域内外の認定農業者をはじめ既存農業者や新規就農者、農業法人など意欲的な経営体へ農地の集積・集約を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイア、経営転換する経営体の農地は、原則として農地中間管理機構に貸し付け、担い手への集積・集約化を図る。

(3) 基盤整備事業への取組方針

- ・接道が悪い又はない圃場の農道整備や水路整備など農業用施設の整備を行う。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外の多様な経営体を募り、担い手への集積・集約化を基本とし、地域と調和、共生できる経営体の確保・育成を図るため、関係機関と連携して取り組む。

- ・担い手として育成していくため、地域として市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針

- ・JA堺市への農作業委託を行う。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 一部の地域で鳥獣被害が発生しており、堺市鳥獣被害防止計画に基づく被害防止対策の実施
- ② 農業者の所得向上につながる高収益作物の新規栽培
- ③⑧ 接道状況が悪い地域の農道整備や、スマート農業など新たな取組に必要な資機材の導入、これまでに導入・整備してきた農業機械や農業用施設の計画的な更新